

川崎市公告第1301号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和8年10月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件名

王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託

(2) 履行場所

王禅寺エコ暮らし環境館（川崎市麻生区王禅寺1285番地）

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 募集手続

詳細は実施要領によります。

2 プロポーザル参加者の資格要件

次の条件(1)から(5)をすべて満たしていることを、確認してください。

- (1) 国、地方公共団体又は民間企業が発注した「常設展示施設」において、本業務と類似（施設や展示等の説明案内、施設見学の受付業務等）の管理運営業務の契約実績（平成28～令和7年度）を証明できること。ただし、契約期間については1年以上とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 企画提案書評価委員会の審査日において、川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「19 施設維持管理」種目「99 その他の施設維持管理」に登録されている者であること。

3 実施要領、仕様書、各種様式の配布

実施要領、仕様書、各種様式については、次のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/300/0000190399.html>

4 現地説明会の開催

現地説明会に参加する場合は、次の(1)に記載している期限までに、現地説明会参加申込書（様式1）により、川崎市環境局施設部処理計画課あて電子メールで提出してください。

(1) 受付期間

令和8年10月14日（水）正午まで

(2) 開催日時

令和8年10月21日（水）（午前9時～午後5時のうち、各事業者40分程度）

各事業者の集合時間については、参加申込書の受付を締め切った後、調整して連絡します。

(3) 開催場所

王禅寺エコ暮らし環境館（川崎市麻生区王禅寺1285番地） 現地集合

(4) 参加可能人数

各事業者3名以内

5 参加意向申出書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次の(1)に記載している期限までに、参加意向申出書（様式2）に、類似の契約実績を証する書類、事業者の概要が分かるパンフレット等を各1部添付し、持参又は郵送（書留等の配達記録が残る方法に限る）にて提出してください。

(1) 受付期間

令和8年10月27日（火）午後5時まで（郵送の場合、午後5時必着）

（受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く）

(2) 提出場所

川崎市環境局施設部処理計画課

（川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎20階）

6 提案資格確認結果の通知

プロポーザル参加意向申出書を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について確認を行った後、提案資格確認結果通知書（様式3）を交付します。

(1) 交付日

令和8年10月30日（金）

(2) 交付方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

7 質問の受付及び市からの回答

実施要領及び仕様書の内容等に関する質問を、次の（１）に記載している期限まで受け付けます。質問書（様式４）により、川崎市環境局施設部処理計画課まで電子メールで送付してください。（電話、FAXによる質問には回答しません。）

(1) 受付期間

令和8年10月30日（金）から令和8年11月4日（水）正午まで

(2) 回答日

令和8年11月9日（月）

(3) 回答方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあて送付

8 企画提案書等一式の受付

企画提案書等一式を、次の（１）に記載している期限まで受け付けます。持参又は郵送（書留等の配達記録が残る方法に限る）にて、川崎市環境局施設部処理計画課に提出してください。

(1) 受付期間

令和8年11月16日（月）午後5時まで（郵送の場合、午後5時必着）

（受付時間：午前9時～午後5時 閉庁日及び正午～午後1時を除く）

(2) 提出書類（企画提案書等一式）

ア 企画提案申請書（様式5）：正…1部 副…1部

イ 団体の概要（様式6）：正…1部 副…1部

ウ 団体の組織図（任意帳票）：正…1部 副…1部

エ 企画提案書（任意帳票、上限A4 10枚）：正…1部 副…10部

オ 見積書（任意帳票、単年度ごと3年分）：正…1部 副…10部

カ 上記書類のデータを入れたCD-R：1枚

※企画提案書の上限10枚は用紙の枚数です。両面印刷20ページとすることも可能です。

※企画提案書の副本（10部）及び見積書の副本10部については、団体名が分からないように提出してください。

(3) 記載事項

企画提案書（任意帳票）には、取組姿勢、企画提案内容、実施体制、経験・ノウハウについて、必ず記載してください。また、後述する提案内容の評価基準を参考に作成してください。

9 企画提案書評価委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）の開催

提案内容のヒアリング及び審査のため、川崎市環境局内に企画提案書評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設け、参加者に企画提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。評価委員会の委員が審査をした後、参加者の中から最優秀者（事業者）及び次点者（事業者）を選定し受託予定者とします。

(1) 開催日

令和8年11月24日（火） [予定]

(2) 開催場所

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎局会議室 [予定]

(3) 内容

評価委員会では、事前に提出されている企画提案書（任意帳票）を委員に配付してありますので、持ち時間15分でプレゼンテーションを行っていただき、その後、評価委員会委員により10分間の質疑応答を行います。

(4) 会議の公開

評価委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年3月19日第2号）第5条第3号に基づき、非公開とします。

(5) 注意点

- ア 評価委員会の詳細（集合場所、時間割等）は、別途連絡いたします。
- イ 当日、資料等を追加することはできません。
- ウ 1事業者あたりの出席は、3名以内としてください。

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ア 言語：日本語
- イ 通貨：日本国通貨（円）

(2) 提出書類の取扱い

- ア 各参加者から提出された書類等は、今回の評価・選定以外に提出者に無断で使用することはありません。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ウ 提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- エ 提出書類の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 提出書類は、あくまでも本業務実施にあたっての知識、経験、熱意等を確認するために使用します。提出書類に記載されている内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。
- カ 提出書類は、個人情報のほか、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日

条例第1号)第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。

(3) 無効及び失格となる参加者

- ア 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- イ 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- ウ 仕様書に適していない場合
- エ 提出書類の提出後に、参加者の資格要件を満たさなくなった場合
- オ 提案内容のヒアリング及び評価委員会に参加しなかった場合

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

所管課：川崎市環境局施設部処理計画課（担当：金刺・吉田）

所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1（川崎市役所本庁舎20階）

電話：044-200-2589

メール：30syori@city.kawasaki.jp